

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 1 日

研究機関事務代表者 御中

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

経理部契約検査課検査グループ

「新型コロナウイルス感染症に関するAMEDの対応について（キャンセル料/人件費等）」の取扱い終了について

平素より弊機構の事業遂行にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に位置づけが変更となったことから、令和5年5月8日以降の本取扱いは終了となりますのでお知らせします。

なお、今後の取扱いについては、事務処理説明書等に沿って対応していただくこととなりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上

【ご参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するAMEDの対応について（キャンセル料/人件費等）
<https://www.amed.go.jp/content/000112615.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る新型インフルエンザ等感染症から5類感染症への移行について（令和5年4月27日厚生労働大臣）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001091810.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について（令和5年4月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_050427.pdf